

各都道府県教育委員会担当課長
各政令指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管部課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
学校設置会社を所轄する各地方公共団体の
学校設置会社担当課長 殿
各国公立大学法人担当課長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

石塚 哲朗

(公印省略)

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」を踏まえた取組の推進について（依頼）

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定。以下「第 5 次計画」という)に基づき、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」(令和 3 年 6 月 16 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定。以下「重点方針」という。)を策定しました。

重点方針では、第 5 次計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取り組みの更なる具体化や、5 次計画策定以降に新たに取り組むこととする事項として、「Ⅰ コロナ対策の中心に女性を」、「Ⅱ 女性の登用目標の達成に向けて～「第 5 次男女共同参画基本計画」の着実な実行～」、「Ⅲ 女性が尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現」について、政府全体として今後重点的に取り組むべき事項を定めています。重点方針の概要及び全文は下記内閣府 web サイトを御参照ください。また、文部科学行政関連記載については、別添 1 のとおりです。

上記のⅡでは、女性の登用目標達成に向けて、着実に取り組みを進めることとしており、文部科学行政関連では別添 1 に記載した通り、特に「科学技術・学術分野：大学教授等」、「教育分野：校長、教育委員会等」及び「スポーツ分野における男女共同参画」において、令和 3 年度及び 4 年度に重点的に取り組むべき事項を定めています。

また、Ⅲでは女性が尊厳と誇りをもって生きられる社会は、女性活躍・男女共同参画の大前提であることから、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」などの事項について強力に取り組むこととしております。なお、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に向けて、「生命を大切にする、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための、「生命（いのち）の安全教育」について、保護者への周知を含め、進める」こととしており、令和5年度全国展開に向けた取組を進めるとしてしております。このたび、子供を性暴力の当事者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の保護者向け周知資料を別添2のとおり作成しましたので、参考までに周知いたします。「生命（いのち）の安全教育」教材と指導の手引きとともに、必要に応じて適宜ご活用いただき、子供の性被害防止に役立てていただけますと幸いです。

このことについて、各都道府県教育委員会担当課におかれては、市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所管の学校及び学校法人等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項を受けた学校設置会社を所轄する各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所管の学校設置会社に対して、国公立大学法人担当課におかれては、その設置する学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体担当課におかれては、その設置する学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課におかれては、その設置する高等専門学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては、所管の専修学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

（参考）

【女性活躍・男女共同参画の重点方針2021について】

(URL) <https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

【生命（いのち）の安全教育の取組について】

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

【生命（いのち）の安全教育保護者向け周知資料】

(URL) https://www.mext.go.jp/content/20210805-mxt_kyousei02-000014005_2.pdf

【児童生徒等に対しわいせつ行為を行った教員への厳正な対応について】

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html

【不妊予防支援パッケージについて】

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00002.htm

以上

[本件連絡先]

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

電話：03-5253-4111（内線 3268、3073）

メールアドレス：danjo@mext.go.jp

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」における文部科学行政関連記載（概要）と「第5次男女共同参画基本計画」における文部科学行政関連成果目標

I コロナ対策の中心に女性を

(3) 「生理の貧困」への支援

- ・内閣府が実施する地域女性活躍推進交付金や地域子供の未来応援交付金について、文部科学省や厚生労働省において、各学校や学校設置者、ハローワーク、福祉事務所等における生理用品の提供に関する積極的な協力や関係部局の連携、適切な相談支援等周知、要請を行い、この交付金の活用が進むよう努める。
- ・また、小・中・高等学校等において生理用品の入手に困難が生じている児童生徒が判明した場合は、養護教諭やスクールソーシャルワーカー等が連携し、生活支援や福祉制度につなぐ。

II 女性の登用目標達成に向けて～「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行～

(5) 科学技術・学術分野：大学教授等

○教授等への女性の登用の加速

- ・女性活躍推進法に基づく事業主行動計画において、教授や理事等の女性割合に係る目標と登用の具体的取組を定めるよう、大学や研究機関に要請。
- ・出産・育児等のライフイベントと研究との両立や女性研究者の研究力向上への支援を通じて教授等への女性の登用の一層の推進に取り組む大学を支援するほか、私立大学等経常費補助金をはじめ、大学への資源配分において、学長、副学長及び教授における女性登用に対してのインセンティブ付与を検討。

(参考)

第5次男女共同参画基本計画 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
大学の理工系の教員（講師以上）に占める女性の割合	理学系：8.0% 工学系：4.9% (2016年)	理学系：12.0% 工学系：9.0% (2025年)
大学の研究者の採用に占める女性の割合	理学系：17.2% 工学系：11.0% 農学系：18.9% 医歯薬学系：25.3% 人文科学系：37.7% 社会科学系：25.8% (2018年)	理学系：20% 工学系：15% 農学系：30% 医歯薬学系：30% 人文科学系：45% 社会科学系：30% (2025年)

大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合	理学部：27.9% 工学部：15.4% (2019年)	前年度以上 (毎年度)
------------------------	-----------------------------------	----------------

(6) 教育分野：校長、教育委員会等

○校長等への女性の登用の加速

教育分野では、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合などを令和7年までに引き上げる目標（副校長・教頭で25%、校長20%）を掲げているところ、これらの目標を達成するため、以下の取組を進める。

- ・女性活躍推進法に基づく事業主行動計画等において、具体的取組を教育委員会及び学校法人に促し、見える化を進める。
- ・教育委員会における学校長等の管理職人事担当者（課長クラス）等が参加するフォーラムの開催し、登用方策（メンター等）について検討。
- ・教育委員会に対し、管理職選考試験の受験において妊娠・出産・子育てや介護等が不利とならないよう、受験要件の必要な見直しを促す。
- ・初等中等教育機関における女性登用方策の好事例を収集し、教育委員会や学校長会等の教育関係団体への周知などあらゆる場を通じて、教育委員会や学校に対し取組を促す。

○教育委員会等における女性登用の推進

- ・女性の教育委員のいない64の教育委員会について、女性の教育委員を登用するよう促す。また、フォローアップして公表する。
- ・学校運営協議会の女性委員の割合を把握し、女性を登用するための方策について検討した上で、教育委員会に取組を促す。

○男女平等を推進する教育・学習の充実

- ・児童生徒が性別にかかわらず意欲と能力に応じて高等教育への進学や文系・理系の進路選択を行うことができるよう、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭するための教員研修プログラムについて、校長を始めとする管理職や進路担当教員等のすべての教員の受講を促す。

(参考)

第5次男女共同参画基本計画 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合		
副校長・教頭	20.5%（2019年）	25%（2025年）
校長	15.4%（2019年）	20%（2025年）

大学の教員に占める女性の割合		
准教授	25.1% (2019年)	27.5% (早期)、更に 30% を目指す (2025年)
教授等 (学長、副学長及び教授)	17.2% (2019年)	20% (早期)、更に 23%を 目指す (2025年)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、 女性の教育委員のいない教育委員会の数	64/1,856 (2019年)	0 (2025年)

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○性犯罪・性暴力対策の強化

③生命（いのち）の安全教育の令和5年度全国展開に向けた取組

- ・生命を大切にする、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための、「生命（いのち）の安全教育」について、保護者への周知を含め、進める。このため、性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業を令和3年度、令和4年度に実施し、教育機関における実証を通じた指導モデルを開発する。モデル事業の成果や課題を踏まえ、令和5年度に、全国の小中高の各学校において、地域の実情に応じた教育を実施する。その際、目標を定めて全国への展開を図る。全国展開に向けて、教育委員会における「生命（いのち）の安全教育」を推進する取組を支援する。

④子供に対するわいせつ行為の根絶

- ・わいせつ行為は性暴力である。第204回国会において成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」における特定免許失効者等については、その後の事情等により適当と認められる場合に限り教員免許が再授与されると規定されているものであり、同規定及び立法趣旨を踏まえた適切な運用を図るべく、必要な取組を進める。
- ・児童生徒等に対してわいせつ行為を行った教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行うよう各教育委員会へ徹底するとともに、懲戒免職処分歴等の情報の検索可能な期間を直近40年間に大幅延長した「官報情報検索ツール」の更なる活用を促すなど、実効的な方策を速やかに検討・実施する。
- ・教育・保育施設等や子供が活動する場において、子供に対するわいせつ行為が行われないよう、行政機関が保有する情報を集約・活用し、有償、無償を問わずその職に就こうとする者から子供を守ることができるような仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進める。
- ・教職課程を置く大学に対し、教職課程における科目等はもとより、教職課程内外の活動等を通じて、わいせつ行為防止等の重要性に関し学生の理解を十分に深める取組を促進するよう周知する。

⑤学校等で相談を受ける体制の強化

- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充、児童生徒等が個別に相談できる場所の確保等を通じ、学校等で性被害に関する相談を受ける体制を強化するとともに、相談を受けた場合の教職員の対応方法等について「生命（いのち）の安全教育」教材の指導の手引きの周知や研修を充実する。
- ・被害を受けた児童生徒等が適切に保護されるよう、学校や児童相談所を始めとする関係機関の連携を強化する。

⑧AV出演強要問題への対応の強化等

- ・AV出演強要問題に関する広報・啓発及び教育機関との連携の強化、相談窓口の周知徹底など、被害に遭わないための取組を強化する。

⑨インターネット上の性的な暴力、児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けた取組

- ・自画撮り被害（だまされたり、脅かされたりして児童生徒等が自分の裸体等を撮影し、メール等で送られる形態の被害をいう。）を防止するための児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の多角的かつ包括的な対策を総合的に推進する。

⑩ハラスメント防止対策の推進

- ・就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントや教職員が学生に対して行うハラスメント等の防止のため、令和3年度中に大学等の関係者が集まる各種会議等において、各大学における取組の好事例の発信や、相談窓口の周知等を行う。

○配偶者等からの暴力への対策の強化

⑦デートDVに関する予防のための広報啓発

- ・いわゆるデートDVについて、予防のための若年層への教育及び広報啓発を充実する。

○ストーカー対策の強化

- ・被害者等からの相談体制の充実

（2）女性の生理と妊娠等に関する健康

○「不妊予防支援パッケージ」（仮称）の策定

- ・女性のライフステージや生活環境に寄り添った支援を行い、気づかれにくい不妊リスクをなくしていくための「不妊予防支援パッケージ」（仮称）を早急に策定する。

○生理に伴う様々な困難を相談しやすい環境整備の推進

- ・小・中・高等学校等において、月経関連の症状を始めとする生理に関する様々な症状の児童生徒に対し、必要に応じて産婦人科等の受診につなぐ。また、「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」等の情報提供について、児童生徒を始め誰もが分かりやすい情報を充実させる。

○若年層に対する包括的な教育・普及啓発の推進

- ・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めることができるよう、地方公共団体の優良事例の情報共有を行うなど、教育・普及啓発を推進する。

○児童生徒等の心情を考慮した健康診断等

- ・発達段階に合わせた児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行うことも重要であり、例えば、学校における定期健康診断において、脱衣が必要な場合は、ついたてやカーテン等の配慮を工夫するなど、児童生徒等の心情を考慮した環境が確保されるように努める。

(3) スポーツ分野における男女共同参画

- ・生涯にわたる女性の健康を確保するために、男性に比べ女性の運動・スポーツ習慣者の割合が低いことなどに鑑み、諸外国における取組も参照しつつ、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う。
- ・女性競技者に対する男性指導者等からのセクシュアルハラスメントや性犯罪の防止に向けた取組を推進するとともに、競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布などによるハラスメントの防止に向けた措置の実施を、各スポーツ競技大会の主催者等に対しても、積極的に促す。
- ・各スポーツ団体における、競技者等に対する暴力・ハラスメント行為の根絶に向けた指導者の教育の実施を推進。

(参考)

第5次男女共同参画基本計画 第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
スポーツ団体における女性理事の割合	15.7% (2019年3月時点)	40%（20年代の可能な限り早期に）

(4) 男女ともに仕事と子育て等を両立できる環境の整備

○子育て支援の充実

「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などによる、地域のニーズに応じた子育て支援を一層充実する。

生命（いのち）の安全教育について ～保護者のみなさんへ～

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。

文部科学省では、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、このたび、有識者の意見も踏まえ、教材及び教職員向けの指導の手引きを作成しました。

保護者のみなさまにおかれては、子供の性暴力被害防止のため、「生命（いのち）の安全教育」について、御理解と御協力をお願いいたします。

- 教材及び教職員向けの指導の手引きは、学校等向けに作成したものです。各家庭においても参考にいただければと考えています。性暴力被害に遭った場合の対応や相談先等についても掲載しています。
- 子供が受けた性暴力被害は、大人が早期に気づくことが重要です。本教材等を参考に、日頃から家庭内でコミュニケーションをとることで、被害の早期発見・適切な相談につなげていくことが大切です。

教材の主な内容

【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



【特別支援教育】

- ・小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。

「生命（いのち）の安全教育」の各段階の教材・指導の手引きは、以下のURL及びQRコードより閲覧・ダウンロードが可能です。

保護者のみなさんにもお読みいただき、子供の性被害防止に役立てていただけますと幸いです。
文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



もしもお子さんから被害の相談を受けた場合はこちらにご相談ください。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

全国共通番号 # 8 8 9 1（はやくワンストップ）

産婦人科医療（証拠採取・緊急避妊薬の処方等）やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携しています。

(URL) https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html

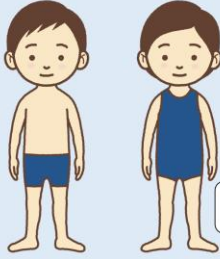


教材例

- 幼児向け教材は、プール等の生活の中の場面を捉えて、教材を切り分けて使用。
- 中学生・高校生向け教材には、登場人物がどのように行動すればよかったのかを考えるワークも実施可能な事例を掲載。

幼児向け 教材例

みすぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



いろいろなひとに
みせるところ
じゃないだね！

くち・かお もだいじだよ！



中学生向け 教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手から
ふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力

精神的暴力

性的暴力

経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていますか？

相手を独占したり、
束縛しすぎることが
愛情表現

愛があれば暴力は
許される

男は強引なほうがいい
女は素直にしたがふもの

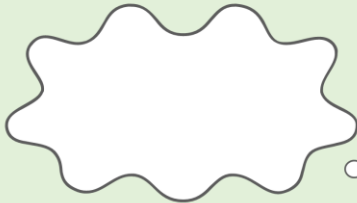
親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切に
しましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

小学生（低・中学年）向け 教材例

ワークシート

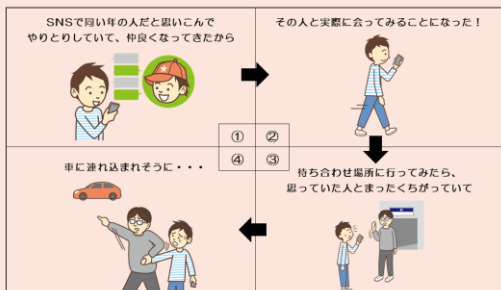
じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
どうすればいいかな？



小学生（高学年）向け 教材例

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らしいいい人なのか？



高校生向け 教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、
相手とよりよい人間関係をつつていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を
大切にする

相手を
大切にする

暴力を
ゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を
撮ったり、送ったりしない

相手の下着姿や裸の写真を
送らせたり、SNSに投稿したりしない

誰かの性的な写真が送られてきたら、
そのままにしないで
信頼できる人に相談しましょう



高校生（卒業直前）・大学生・一般向け 啓発資料例

お互いの心と体を 大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—



誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。
しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されてしまいます。
この冊子には、自分の心と体を大切に、
周りの人の心と体も大切にするためのヒントが書かれています。
一人で、あるいは周囲の人と一緒に読んで、
今日から自分に何ができるかを考えてみましょう。

目次

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きている
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先